

中部山岳国立公園 ニホンジカ対策方針

令和3年3月

中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会

(環境省、林野庁、新潟県、富山県、長野県、岐阜県、関係市町村)

1. 背景及び目的

中部山岳国立公園（以下、「公園」という。）は、新潟、富山、長野、岐阜の4県にまたがり、槍・穂高連峰をはじめとした3,000m級の山々が連なる我が国を代表する山岳公園である。その主要部分を占める高山帯・亜高山帯には、日本の山岳環境を象徴する種であるライチョウや白馬岳地域のみ分布するクモマキンポウゲやタカネキンポウゲ等、本地域特有の高山植物等の動植物が数多く生息・生育しており、生物多様性の保全の観点からも重要な地域である。

近年、北アルプスを取り巻く長野県の山麓部や岐阜県の東南部を中心にニホンジカ（以下、「シカ」という。）の生息数の増加及び生息範囲の拡大に伴い、公園内の目撃事例（別添資料1：平成24年度シカ・イノシシ生息分布図）が増加しており、乗鞍岳ではシカ及びイノシシが高山帯・亜高山帯において目撃され、後立山連峰ではシカが高山帯の稜線で目撃されるなど、今後、生態系への影響が懸念されている。これらの影響を未然に防止するために、野生鳥獣の生息状況の把握及び被害防除の方策が急務となっている。

このため、学識経験者からなる中部山岳国立公園野生鳥獣対策検討会の結果を踏まえ、今後、シカによる被害が懸念される重点地域2箇所（別添資料2：白馬岳地域、上高地～乗鞍岳地域）における予防的措置の観点からシカの現況をより詳細に把握した上で、関係機関が連携しながら公園、国指定北アルプス鳥獣保護区（以下、「保護区」という。）及びその周辺地域において捕獲を実施し、低密度化した上で本来シカの生息が確認されなかった高山帯・亜高山帯へのシカの侵入を防止するとともに、これらの場所からシカを排除する必要がある。

本対策方針は、関係機関が連携して同じ目標を持ち、総合的にシカ対策を進め、もって公園本来の生態系の保全を図るため、策定するものである。

2. 目標

（1）短期的目標（5年）

公園内の高山帯（概ね2,500m以上）・亜高山帯（概ね1,500m以上）は氷河期以降に形成された特有の脆弱な生態系で成り立っており、従来、これらの場所ではシカの生息は確認されていないことから、シカが侵入すると、今後、生態系に回復不可能な影響を及ぼすことが予想され、現在の生態系を維持することは困難になる可能性がある。

このため、関係機関が連携して、①山麓でのシカの個体数管理、②高山帯・亜高山帯へのシカの侵入・被害状況の把握、③高山帯・亜高山帯に侵入した場合のシカの捕獲や植生保護柵の設置等に関する体制を確立するこ

とを短期的な目標とする。

(2) 中長期的目標（30年）

従来、シカは低山帯域に多く生息するとともに、群れやハレムをつくり、繁殖率が高い生物学的特徴があることから、北アルプス山麓部を含めた公園及び保護区内にいったん侵入すると、定着個体が増加し、高山帯・亜高山帯への侵入を促すことが予想される。

このため、公園及び保護区内へのシカの侵入を防止するとともに、これらの場所からシカを排除することで公園及び保護区を含む現在の生態系を維持することを最終的な目標とする。

3. 保全対象

公園の優れた景観や保護区の環境を構成する生態系を保全対象と位置づけるものとする。

なお、シカ対策を優先する重点地域（白馬岳地域、上高地～乗鞍岳地域）における重要種及び重要群落を含む保全対象地は別紙のとおりとする。

また、現在のシカの目撃情報等を踏まえ、今後、鹿島槍～針ノ木岳地域についても保全対象地の抽出作業を行う。

4. 対策実施対象地域（別添資料2）

公園、保護区及び隣接地域を対象地域とするが、シカ対策を優先する地域は、現在のシカ目撃情報を踏まえ、鹿島槍～針ノ木岳地域の一部地域を含めた白馬岳地域及び上高地～乗鞍岳地域とする。

なお、対策実施対象地域は、シカ目撃情報や植生被害状況を踏まえ、学識経験者からなる検討会の助言を得て、変更するものとする。

5. 対策の実施方針

(1) 基本方針

公園及び保護区では、シカ被害の未然の防止を基本として、シカの生息状況に応じた戦略的、段階的な対策を実施する。

また、シカの侵入・定着が進み、生態系への被害が顕著になった場合には、将来的な生態系の回復・再生を可能にする方策を順応的に推進する。

なお、これらの対策は、多様な主体が積極的に関与した推進体制のもと実施されることを基本とする。

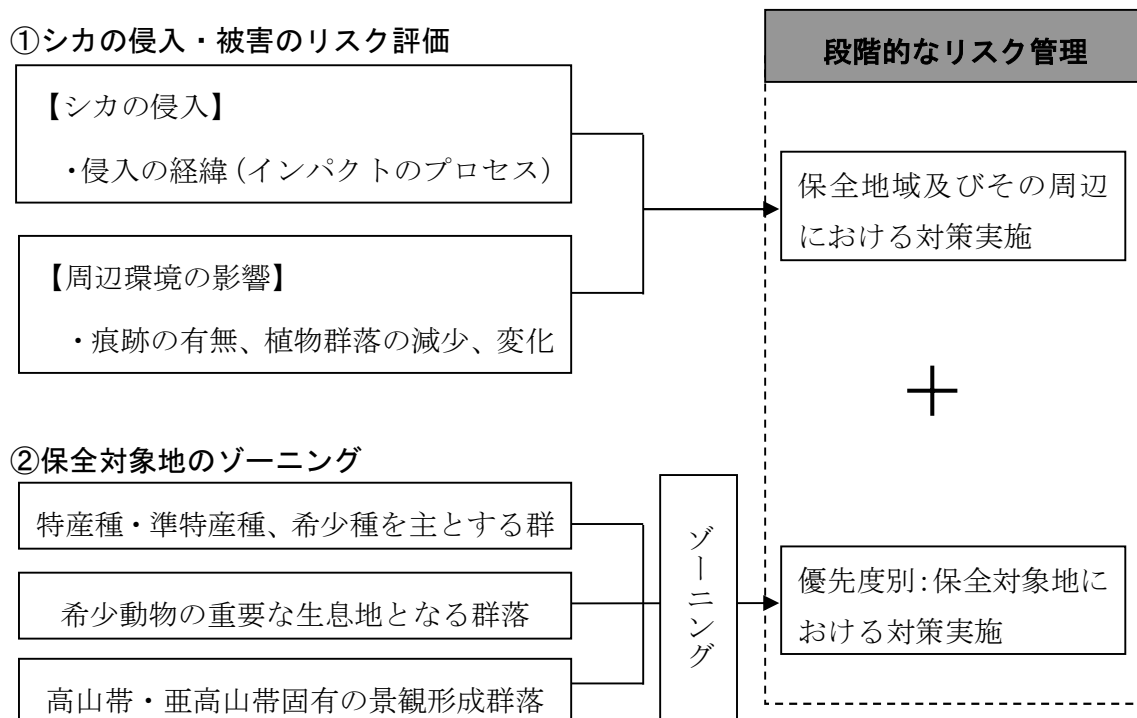


図 段階的なリスク管理のイメージフロー図

（２）段階的なリスク管理方法

段階的なリスク管理では、シカの侵入や被害のリスク評価及び保全対象地のゾーニングにより、優先的かつ集中的な対策を実施する。リスク管理の方策については、表に示す。

なお、リスク管理の方策に係るシカ対策については、公園全体の取組として考えることを基本とするが、今後、重点地域における地域特性（上高地にシカが侵入した場合等）に応じ、あらかじめ捕獲体制等の検討を含めた順応的な対策を行う。

1) シカの侵入・被害のリスク評価

リスク評価では、シカの侵入の経緯（インパクトのプロセス）と、その影響による周辺環境の変化について定量的に評価する。被害状況を可能なかぎり広範囲で定量的に把握するため、以下の2項目を判断基準とし、各4段階のレベルにて評価を行う。

[リスク評価の項目]

1. シカの高山帯への侵入状況の変化
2. 痕跡（糞、食痕、足跡等）及び周辺植生の変化

[リスク評価の基準]

- ・ レベル 1 : 稜線付近での目撃頻度が 3 か月に 1 回以上
山地帯での痕跡確認頻度が 1 回 (1 日) 1 種類以上
- ・ レベル 2 : 稜線付近での目撃頻度が 1 か月に 1 回以上
山地帯での植生が一部消失または亜高山帯での痕跡確認頻度が 1 回 (1 日) 1 種類以上
- ・ レベル 3 : 稜線付近での目撃頻度が 1 週間に 1 回以上
山地帯での植生消失または亜高山帯で植生が一部消失、もしくは高山帯での痕跡確認頻度が 1 回 (1 日) 1 種類以上
- ・ レベル 4 : 稜線付近での目撃頻度が 1 日 1 回以上
山地帯での植生消失かつ亜高山帯での植生消失または高山帯での植生一部消失

2) 保全対象地のゾーニング (詳細は、別紙参照)

持続可能かつ集中的な対策を推進するため、重要種や重要群落を抽出し、さらに優先的に保全すべきエリアと、それ以外のエリアを選別する。

① 重要種の抽出

重要種は、高山帯・亜高山帯に生育する特産種・準特産種または、環境省・県・市町村のレッドデータブック (またはレッドリスト) において、絶滅危惧 I 類に属する種 (岩崖地や池沼地を主として生育するものを除く) とする。

② 重要群落の抽出

重要群落は、希少植物保全、希少動物保全、自然景観保全などを目的として基準を設け、そのいずれか (もしくは全て) の属性に該当するものを抽出する。

[重要群落の基準 (属性)]

- ・ 属性 1 : 重要種として選定した種を主とする群落
- ・ 属性 2 : 希少動物 (ライチョウ、高山チョウ等) にとって重要な生息地となる群落
- ・ 属性 3 : 高山帯・亜高山帯固有の景観を形成する群落

③ 保全対象地の選定及び優先度の設定（ゾーニング）

重要群落として抽出した群落において、学識経験者ヒアリング等により保全対象地の選定及び保全の優先度を設定し、集中的な対策実施の基準とする。

[優先度の設定基準（ゾーニング）]

- ・クラス１：属性２のみ、または、属性３のみの条件に該当する群落
- ・クラス２：属性１のみ、または、属性２と属性３の条件に該当する群落
- ・クラス３：属性１と属性２または属性１と属性３の条件に該当する群落
- ・クラス４：すべての属性の条件に該当する群落

表 リスク管理の方策

項目・基準		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
リスク 評価	シカの 侵入	稜線付近での目撃頻度 1回/3か月 以上	稜線付近での目撃頻度 1回/月 以上	稜線付近での目撃頻度 1回/週 以上	稜線付近での目撃頻度 1回/日 以上
	痕跡・植生の 変化	山地帯で痕跡を確認 1種類/回・日 以上	山地帯で植生一部消失 亜高山帯で痕跡を確認 1種類/回・日 以上	山地帯で植生消失 亜高山帯で植生一部消失 高山帯で痕跡を確認 1種類/回・日 以上	山地帯で植生消失 亜高山帯で植生消失 高山帯で植生一部消失
リスク評価に基づく 対策内容		侵入・移動経路の把握 低山帯での捕獲強化	亜高山帯での捕獲 侵入経路での捕獲 侵入経路分断柵設置 低山帯での捕獲継続	高山帯での捕獲 亜高山帯での捕獲強化 侵入経路での捕獲強化 侵入経路分断柵設置延長 低山帯での捕獲継続	高山帯での捕獲強化 亜高山帯での捕獲継続 侵入経路での捕獲継続 侵入経路分断柵設置延長 低山帯での捕獲継続
保全対象地 優先度別 対策内容	クラス1	—	—	モニタリング開始	モニタリング継続 侵入状況調査 植生保護柵の設置検討
	クラス2	—	モニタリング開始	モニタリング継続 侵入状況調査	植生保護柵の設置 植生保護柵周辺での捕獲
	クラス3	モニタリング開始	モニタリング継続 侵入状況調査	植生保護柵の設置 植生保護柵周辺での捕獲	植生保護柵周辺での捕獲強化
	クラス4	モニタリング開始 侵入状況調査	植生保護柵の設置 植生保護柵周辺での捕獲	植生保護柵周辺での捕獲強化	植生保護柵周辺での捕獲継続

注) 本表は早見表であり、シカ対策におけるレベル別の方策は、学識経験者等から科学的助言を得て順応的に行うものとする。

(3) シカ等生息状況及び植物の生育状況等の把握

1) 目撃情報の収集及び整理

公園及び保護区内におけるシカ、イノシシの目撃情報を協議会で集約し、生息状況の変化を把握する。

2) シカ生息状況等の把握

シカの移動経路及び越冬地を含む生息場所、利用環境を把握し、今後のシカ捕獲体制等、対策のあり方を検討するため、GPSテレメトリー調査を行う。また、シカの生息動態等を把握するため、ライトセンサス、自動撮影カメラを用いた調査を行う。

3) 植物の生育状況等の把握

シカによる植物への影響を監視するため、保全対象地を含む現状の植生調査及び痕跡調査（糞、食痕、足跡等）を行う。保全対象地を含む植生、特定植物群落及び高山植物が群生する場所（以下、「お花畑」という。）において頻繁にシカの目撃がみられた場合には、固定調査区等によりモニタリング調査を行う。

なお、これらの状況把握に関しては、簡易な手法を用い、継続したモニタリング体制の構築を検討する。

(4) シカ個体数管理

(2) の段階的なリスク管理方法に基づき、シカによる高山帯・亜高山帯の植生への影響を低減させるため、シカの捕獲を実施する。捕獲に当たっては、越冬場所及びシカの季節移動ルート上での捕獲等、効率性等も考慮した上でわな及び銃器を使用することとするが、公園利用者の安全及び快適性の確保並びに植生及び他の動物、その他風致景観への影響を最小限にするよう留意する。

なお、高山帯・亜高山帯での管理捕獲については、捕獲に従事する専門職員（ワイルドライフレンジャー）等の配置を検討し、猟友会と連絡調整しながら新たな捕獲分業体制及び捕獲手法を検討する。

(5) ジビエ振興

シカ肉の活用は、個体数調整並びに個体の処理の意欲を向上させるため

の手段として進めるものとし、営利の追求に偏らず、地域に根差したジビエ消費文化の定着に努める。

なお、シカの利活用については、個体群管理や被害対策との適切な連携のもとに行うものとする。

(6) 植生保護柵

(2) の段階的なリスク管理方法に基づき、特に重要な種（別紙表2参照）や(3)3)で把握した植生及びお花畑において一部消失がみられた場合は、植生の保全を図るための緊急的措置として植生保護柵の設置を行う。

(7) 環境の改善及び適正管理

道路の法面、伐採跡地、耕作放棄地、牧草地、スキー場等は、シカの餌場となり個体数の増加につながる可能性が高いため、これらの環境の改善について検討するとともに管理者に適正管理を行うよう働きかける。

(8) 普及啓発

高山帯・亜高山帯の生態系の重要性及び脆弱性、固有種等の希少性及び保全の意義、シカによる生態系への影響の状況、シカの捕獲について、インターネット、ポスター、パンフレット、登山口での看板等の設置やシンポジウムの開催を通じて公園利用者や地域住民等に普及啓発を進め、シカ対策への理解と協力を働きかける。

6. 実施体制

(1) 中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会

関係機関が連携して野生鳥獣対策を実施するに当たり、連絡調整を行う場として設置した協議会を継続して運営する。

また、関係機関等によるシカ対策の調査結果への科学的助言、指導及び対策の検証を行うために、有識者に出席を求め意見を聞くこととする。

中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会

構成機関：環境省信越自然環境事務所、中部山岳国立公園管理事務所

林野庁中部森林管理局

新潟県、富山県、長野県、岐阜県

小谷村、白馬村、大町市、安曇野市、松本市

有識者：信州大学、岐阜大学、長野県環境保全研究所

事務局：環境省中部山岳国立公園管理事務所

図 中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会構成機関

(2) 関係機関の役割分担

本対策方針に基づく今後5年間の関係機関の行動計画（アクションプラン）は次のとおりとする。

1) 環境省

公園の保護管理を適切に行う立場から、次の項目のとおり公園及び保護区内のシカ対策について中心的役割を担う。

- ・ 中部山岳国立公園野生鳥獣対策検討会及び協議会の運営
- ・ 中部山岳国立公園シカ対策方針の策定と見直しの中心的役割
- ・ 公園内シカ（イノシシ）目撃情報とりまとめ
- ・ 調査で得られたデータの協議会構成機関等への情報提供
- ・ 公園におけるシカ個体数管理の積極的实施
- ・ 公園内における植生保護柵及び侵入経路分断柵設置の中心的役割
- ・ 中部山岳国立公園生態系維持回復事業計画策定の中心的役割
- ・ その他必要な対策の実施

2) 林野庁

北アルプス地域における国有林内の高山植物等を保全する立場から次の項目のとおり本協議会等と連携・調整を図りつつ対策を推進する。

- ・ 国有林におけるシカの個体数管理の積極的な推進
- ・ 国有林における植生保護柵、樹木保護ネット等の設置
- ・ 国有林内におけるシカの行動や植生に対する影響に関する調査の実施
- ・ 調査で得られたデータの協議会構成機関等への情報提供
- ・ その他必要な対策の実施

3) 県

公園内及びその周辺におけるシカの生息数及び生息範囲は県ごとに偏りがあり、対策内容も異なることから、県ごとにシカ対策の項目を盛り込むものとする。

① 新潟県

- ・ 生息状況調査の実施

- ・有害捕獲
- ・調査で得られたデータの協議会構成機関等への情報提供
- ・その他必要な対策の実施

② 富山県

- ・生息状況・被害状況調査の実施
- ・有害捕獲
- ・調査で得られたデータの協議会構成機関等への情報提供
- ・その他必要な対策の実施

③ 長野県

- ・北アルプス山麓ニホンジカ対策連絡会議の運営
- ・被害防除対策
- ・低山帯での捕獲対策（特定計画の捕獲目標達成）
年間捕獲目標頭数（県下全域）
H24～H26：35,000頭（うちメス26,000頭）
H27：27,000頭（うちメス18,000頭）
- ・公園及び保護区外における侵入経路分断柵設置の中心的役割
- ・公共工事での配慮（法面工事等）
- ・捕獲者の確保
H22（現状）：3,506人 → H27（目標）：3,900人
- ・ジビエ振興
- ・調査で得られたデータの協議会構成機関等への情報提供
- ・その他必要な対策の実施

④ 岐阜県

- ・捕獲体制整備
特定計画の目標である年15,000頭の捕獲ができる体制づくり
へ向けた関係機関との連携・協力
- ・生息状況の把握
糞塊密度調査による県内の生息状況把握
乗鞍畳平鶴ヶ池駐車場周辺におけるシカ（イノシシ）の生息、
痕跡情報の集約
- ・岐阜大学野生動物管理学研究センターとの連携
植生被害調査等
- ・調査で得られたデータの協議会構成機関等への情報提供

- ・その他必要な対策の実施

4) 関係市町村

県の特定鳥獣保護管理計画や、鳥獣被害防止特別措置法により市町村が策定する鳥獣被害防止計画等に基づき、環境省、林野庁、関係県と連携しながら、公園周辺域、農林業被害対策のための野生鳥獣侵入防止柵等の設置を進めつつシカ捕獲について実効的役割を果たす。

(3) 学識経験者、NPO及び企業等との連携

シカの生態や植生への影響等に関する調査研究を実施している学識経験者との連携を図り、調査研究の推進とその成果の提供によりシカ対策の推進が期待できる。また、シカ対策に関わりのあるNPO及び企業等との連携を図ることで、より効果的なシカ対策を推進する。

7. 他方針及び他計画との連携

シカ対策の実施にあたっては、次の他方針及び他計画との整合を図り、実施するものとする。

- ・鳥獣保護事業の基本指針
- ・長野県野生鳥獣被害対策基本方針
- ・鳥獣保護事業計画
- ・特定鳥獣保護管理計画
- ・鳥獣被害防止計画
- ・地域森林計画
- ・地域管理経営計画

8. 対策方針の見直し

行動計画を含めた本方針は客観的な評価に基づき、概ね5年ごとにシカの生息状況等を踏まえ順応的な見直しを図るものとする。ただし、期間内であっても見直しの必要があると認められる場合は、この限りではない。

9. その他

本方針は中部山岳国立公園野生鳥獣対策検討会の専門委員（学識経験者）に助言を得て策定するものとする。

